

川越市商店街振興促進補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市内商業の振興に資するため、商店街等が設置する共同施設及び共同事業に要する経費に対して補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 市内で営業する商業者を中心に組織された事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づくものをいう。)、商店街振興組合(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づくものをいう。)及びおおむね10店舗以上の構成員を有し、規約等の定めがある団体(これらの団体の連合体として規約等の定めがあるものを含む。)又は国及び埼玉県が補助対象事業を行う者として国及び埼玉県が認める団体のうち市長が認めるものをいう。
- (2) 共同施設 別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 共同事業 別表第2に掲げるものをいう。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助対象及び補助額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、前条第1号に規定する団体の連合体(以下「連合商店街等」という。)に係る補助対象及び補助額は、別表第2に掲げるものに限る。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、連合商店街等が実施する共同事業が、市が実施する商業振興又は商店街振興に係る他の補助制度の適用を受ける場合は、補助対象事業から除くものとする。
- 3 補助事業が商店街等施設整備事業補助金交付要綱(平成27年4月23日埼玉県産業労働部長決裁。以下「県要綱」という。)の

規定に基づく補助金の適用を受けるものについては、当該補助金の額を前項の補助額に加算する。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定めるものとし、その提出部数は、1部とする。

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 共同施設の場合

ア 商店街等の概要書

イ 見積書の写し(別表第1第3号の事業を除く。なお、別表第1第2号の事業については、領収書の写し又は支払を証する書類)

ウ 仕様書の写し(別表第1第2号及び第3号の事業を除く。)

エ 図面の写し(別表第1第2号及び第3号の事業を除く。)

オ 許可証の写し(諸官公庁の許可が必要な場合に限る。)

カ 事業費の確認ができる書類

(2) 共同事業の場合

ア 商店街等の概要書

イ 見積書の写し

ウ 事業費の確認ができる書類

4 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(補助回数)

第5条 第3条に規定する補助は、一年度につき、別表第1及び別表第2に掲げる事業ごとに1回とする。この場合において、連合商店街等が実施する共同事業に係る補助を受けたときは、当該連合商店街等を構成する個々の商店街等について、当該共同事業に係る補助をそれぞれ1回受けたものとみなす。

(補助金の支出)

第6条 補助金の支出は、共同施設が完成した後又は共同事業が完了した後において行うものとする。ただし、市長が補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、事前に補助金の一部を交付することができる。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。ただし、別表第1第2号の事業を除く。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 共同施設の場合

- ア 領収書の写し又は支払を証する書類
- イ 写真（別表第1第2号の事業を除く。）
- ウ 補助事業の内容が確認できる書類
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 共同事業の場合

- ア 領収書の写し又は支払を証する書類
- イ 補助事業の内容が確認できる書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の報告書の提出は、補助事業の完了後30日以内に行うものとし、その提出部数は1部とする。

(確定通知書)

第11条 規則第14条第1項の規定による通知は、様式第4号に

より行うものとする。

(調査等)

第12条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金の交付を受けた商店街等を調査指導することができる。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

(財産の処分)

第14条 この要綱に基づく補助により事業を行った者は、補助事業(別表第1第2号及び第3号並びに別表第2の補助事業を除く。)の完了の日から起算して5年間は、補助事業により実施した部分の変更を行ってはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行し、改正後の第3条第2項及び別表第1(5の項に係る部分に限る。)の規定は、同年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年２月１０日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 令和４年度において実施する改正後の別表第１の２の項に規定する照明施設等の維持管理事業に係る補助における同項補助額の欄の規定の適用については、同欄中「前年度の１月から当該年度の」とあるのは、「４月から」とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	共同施設	内容	補助額
1	商店街等共同施設の新設・増設・移設事業及び改修事業	水銀灯・蛍光灯・LED等の照明施設、防犯カメラ等の防犯施設、カラー舗装等による路面整備、放送施設、壁面後退等により設置する開放施設等の新設・増設・移設又は改修	<p>(1)事業費（既存施設の撤去費及び土地購入費等を除く。）の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、2,000万円を限度とする。</p> <p>(2)照明施設の新設又は増設については、1基当たりの価格の3分の1以内で市長が認める額（10万円を限度とする。）を補助単価とし、設置基数を乗じた額とする。ただし、LED街路灯については、1基当たり15万円を限度とする。</p> <p>(3)照明施設の移設又は改修については、1基当たりの移設又は改修に必要な費用の3分の1以内で市長が認める額（10万円を限度とする。）を補助単価とし、移設又は改修に係る基数を乗じた額とする。</p>
2	照明施設等の維持管理事業	照明施設等の電気料	前年度の1月から当該年度の12月までの電気料の3分の1以内で市長が定める金額。ただし、100万円を限度とする。
3	駐車場又は駐輪場の建設・改修・運営事業	駐車場又は駐輪場の建設・改修又は運営（用地	(1)事業費（既存施設の撤去費及び土地購入費等を除く。）の3分の1以内で、市長が定める金

		借上)	<p>額。ただし、2,000万円を限度とする。</p> <p>(2) 駐車場又は駐輪場の改修については、事業費（既存施設の撤去費等を除く。）の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、1,000万円を限度とする。</p> <p>(3) 駐車場又は駐輪場の運営（用地借上）については、事業費（用地借上費に限る。）の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、100万円を限度とする。</p>
4	中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項又は商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第	照明施設、街路整備、アーケード、チャレンジショップ等の施設の整備又は宅配事業、買物サポート、地域イベントの実施等	事業費（国から当該事業を実施するために補助金を受給する場合は、当該受給額を差し引いたものをいう。）の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、3,000万円を限度とする。

	80号)第4条第1項に規定する認定を受けて行う国の補助対象事業		
5	県要綱の適用を受けこの表に掲げる事業	商店街の来街促進及び個店の売上増加を図るために設置・改修する施設に関するものであることその他県要綱に規定する要件を満たすもの	この表の区分に応じ、それぞれ同表の補助額の欄に定める金額
6	前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める事業	商店街等の近代化、振興等に寄与する施設の設置に関するもの	事業費（既存施設の撤去費及び土地購入費等は除く。）の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、1,000万円を限度とする。

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	共同事業	内容	補助額
1	共同販売促進事業	商店街等が行う売出し、イベント、サービス券発行等の各種販売促進事業	事業費の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、45万円（連合商店街等が実施する事業にあつては、45万円に当該連合商店街等を構成する商店街等の数を乗じて得た金額）を限度とする。
2	商店街等近代化整備計画事業	商店街等の振興及び近代化を目的として行う各種診断若しくは調査又は商店街等の整備事業計画・設計等	事業費の2分の1以内で、市長が定める金額。ただし、1,000万円を限度とする。
3	商店街等法人化事業	事業協同組合、商店街振興組合等法人組織の設立	事業費の2分の1以内で、市長が定める金額。ただし、10万円を限度とする。
4	IT化推進事業等	インターネット・ホームページの作成、電子商取引業務を行うためのソフトウェアの導入事業等	事業費の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、100万円を限度とする。
5	地域商品券発行事業	商店街等が行う地域商品券発行事業	事業費の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、300万円を限度とする。
6	前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める事業	商店街等の近代化、振興等に寄与するもの	事業費の3分の1以内で、市長が定める金額。ただし、100万円を限度とする。